

平成 21 年度決算に基づく県内市町村の健全化判断比率・資金不足比率（確報値）（政令市を除く）

1 健全化判断比率の状況

（1）実質赤字比率

- ・ 早期健全化基準（11.25%～15%）以上となる市町村はない。
- ・ 実質赤字額があるのは大牟田市のみ。同市の実質赤字額は 383 百万円、実質赤字比率は 1.38%（同市の早期健全化基準は、11.92%）。

（2）連結実質赤字比率

- ・ 早期健全化基準（16.25%～20%）以上となる市町村はない。
- ・ 連結実質赤字額があるのは川崎町のみ。同町の連結実質赤字額は 184 百万円、連結実質赤字比率は 3.66%（同町の早期健全化基準は、19.98%）。

（3）実質公債費比率

- ・ 早期健全化基準（25%）以上となる市町村はない。
- ・ 県内市町村の平均値は 12.1%（単純平均）。

（4）将来負担比率

- ・ 早期健全化基準（350%）以上となる市町村はない。
- ・ 県内市町村の平均値は 55.3%（単純平均）。

2 資金不足比率の状況

経営健全化基準（20%）以上となる公営企業会計はない。
資金の不足額がある公営企業会計は 2 会計。

- ・ 田川市の病院事業会計の資金の不足額は 209 百万円、資金不足比率は 4.2%。
- ・ 小竹町の小竹町立病院事業特別会計の資金の不足額は 62 百万円、資金不足比率は 10.0%。

※ 平成 22 年 9 月 28 日に公表した速報値から、今回、各比率に係る数値の異動はない。

平成21年度決算に基づく県内市町村別健全化判断比率

(単位:%)

健全化判断比率 地方公共団体の名称	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
北九州市	- (11.25)	- (16.25)	9.9	173.5
福岡市	- (11.25)	- (16.25)	16.8	237.7
大牟田市	1.38 (11.92)	- (16.92)	14.8	141.8
久留米市	- (11.25)	- (16.25)	5.1	50.2
直方市	- (13.01)	- (18.01)	14.6	107.4
飯塚市	- (11.72)	- (16.72)	14.5	52.1
田川市	- (12.95)	- (17.95)	14.0	6.9
柳川市	- (12.68)	- (17.68)	13.6	75.7
八女市	- (12.37)	- (17.37)	12.5	77.6
筑後市	- (13.40)	- (18.40)	12.5	83.0
大川市	- (13.79)	- (18.79)	13.5	137.7
行橋市	- (12.96)	- (17.96)	10.6	62.7
豊前市	- (14.11)	- (19.11)	14.7	117.3
中間市	- (13.46)	- (18.46)	15.8	143.9
小郡市	- (13.19)	- (18.19)	16.3	118.0
筑紫野市	- (12.62)	- (17.62)	12.7	51.4
春日市	- (12.63)	- (17.63)	12.7	-
大野城市	- (12.66)	- (17.66)	10.7	-
宗像市	- (12.54)	- (17.54)	5.3	-
太宰府市	- (13.08)	- (18.08)	9.2	-
古賀市	- (13.19)	- (18.19)	8.7	-
福津市	- (13.15)	- (18.15)	8.2	27.6
うきは市	- (13.60)	- (18.60)	10.3	102.5
宮若市	- (13.44)	- (18.44)	12.7	29.4
嘉麻市	- (12.90)	- (17.90)	14.3	34.1
朝倉市	- (12.80)	- (17.80)	13.3	86.2
みやま市	- (13.23)	- (18.23)	12.3	27.3
糸島市	- (12.50)	- (17.50)	19.2	128.8
那珂川町	- (13.63)	- (18.63)	5.8	-
宇美町	- (14.13)	- (19.13)	12.6	92.3
篠栗町	- (14.33)	- (19.33)	6.1	55.4
志免町	- (13.95)	- (18.95)	9.7	58.5
須恵町	- (15.00)	- (20.00)	13.4	76.3
新宮町	- (15.00)	- (20.00)	17.2	95.6
久山町	- (15.00)	- (20.00)	20.3	166.1
粕屋町	- (13.82)	- (18.82)	17.4	121.1
芦屋町	- (15.00)	- (20.00)	10.4	9.0
水巻町	- (14.67)	- (19.67)	9.8	3.9
岡垣町	- (14.51)	- (19.51)	6.9	19.3
遠賀町	- (15.00)	- (20.00)	11.5	-
小竹町	- (15.00)	- (20.00)	17.3	121.8
鞍手町	- (15.00)	- (20.00)	13.2	29.0
桂川町	- (15.00)	- (20.00)	10.2	37.0

平成21年度決算に基づく県内市町村別健全化判断比率

(単位:%)

健全化判断比率 地方公共団体の名称	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
筑前町	- (13.92)	- (18.92)	14.9	103.3
東峰村	- (15.00)	- (20.00)	20.2	21.9
大刀洗町	- (15.00)	- (20.00)	13.5	52.8
大木町	- (15.00)	- (20.00)	9.7	9.1
広川町	- (15.00)	- (20.00)	12.5	43.9
香春町	- (15.00)	- (20.00)	3.8	-
添田町	- (15.00)	- (20.00)	14.5	6.5
糸田町	- (15.00)	- (20.00)	10.1	-
川崎町	- (14.98)	3.66 (19.98)	13.0	79.5
大任町	- (15.00)	- (20.00)	9.3	51.5
赤村	- (15.00)	- (20.00)	0.8	-
福智町	- (13.86)	- (18.86)	14.7	-
苅田町	- (13.46)	- (18.46)	9.9	86.7
みやこ町	- (14.12)	- (19.12)	11.9	50.5
吉富町	- (15.00)	- (20.00)	7.1	16.1
上毛町	- (15.00)	- (20.00)	14.5	-
築上町	- (14.42)	- (19.42)	17.5	137.8
2政令市	/	/	13.4	205.6
26市	/	/	12.4	63.9
32町村	/	/	11.9	48.3
60市町村	/	/	12.1	60.3
58市町村	/	/	12.1	55.3

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び将来負担比率が算定されない場合は、「-」と記載している。
- 2 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の括弧内の数値は、各市町村の早期健全化基準である。なお、実質公債費比率の早期健全化基準は一律25%、将来負担比率の早期健全化基準は、政令市400%、政令市を除く市町村350%である。
- 3 平均値は単純平均による。

平成21年度決算に基づく県内公営企業会計別資金不足比率

地方公共団体の名称	特別会計の名称	資金不足比率(%)
北九州市	食肉センター特別会計	-
	簡易水道特別会計	-
	中央卸売市場特別会計	-
	渡船特別会計	-
	国民宿舎特別会計	-
	港湾整備特別会計	-
	産業用地整備特別会計	-
	廃棄物発電特別会計	-
	漁業集落排水特別会計	-
	空港関連用地整備特別会計	-
	学術研究都市土地区画整理特別会計	-
	上水道事業会計	-
	工業用水道事業会計	-
	交通事業会計	-
	病院事業会計	5.8
	下水道事業会計	-
	福岡市	福岡市集落排水事業特別会計
福岡市中央卸売市場特別会計		-
福岡市港湾整備事業特別会計		-
福岡市営渡船事業特別会計		-
福岡市病院事業会計		-
福岡市下水道事業会計		-
福岡市水道事業会計		-
福岡市工業用水道事業会計		-
福岡市高速鉄道事業会計	-	
大牟田市	水道事業会計	-
	病院事業	-
	下水道事業	-
久留米市	水道事業会計	-
	簡易水道事業	-
	下水道事業	-
	農業集落排水事業	-
	特定地域生活排水処理事業	-
	中央卸売市場事業	-
	地方卸売市場事業	-
産業団地整備事業特別会計	-	
直方市	水道事業会計	-
	公共下水道事業特別会計	-
	農業集落排水事業特別会計	-
	上頓野産業団地造成事業特別会計	-
飯塚市	水道事業会計	-
	産炭地域小水系用水道事業会計	-
	飯塚市立病院事業会計	-
	下水道事業会計	-
	地方卸売市場事業特別会計	-
	農業集落排水事業特別会計	-
田川市	工業用地造成事業特別会計	-
	水道事業会計	-

	病院事業会計	4.2
柳川市	水道事業会計	-
	下水道事業特別会計	-
八女市	水道事業会計	-
	簡易水道事業費特別会計	-
	下水道事業費特別会計	-
	農業集落排水事業特別会計	-
筑後市	水道事業会計	-
	病院事業会計	-
	下水道事業特別会計	-
大川市	上水道事業	-
	下水道事業	-
行橋市	水道事業会計	-
	公共下水道事業会計	-
	地方卸売市場会計	-
	農業集落排水事業会計	-
豊前市	水道事業会計	-
	東部地区工業用水道事業会計	-
	公共下水道事業特別会計	-
	農業集落排水施設事業特別会計	-
中間市	水道事業	-
	病院事業	-
	公共下水道事業	-
小郡市	下水道事業特別会計	-
筑紫野市	水道事業会計	-
	下水道事業会計	-
	農業集落排水事業特別会計	-
春日市	下水道事業会計	-
大野城市	水道事業会計	-
	下水道事業会計	-
宗像市	水道事業会計	-
	下水道事業会計	-
	渡船事業特別会計	-
	簡易水道事業特別会計	-
	特定環境保全等下水道事業特別会計	-
太宰府市	水道事業会計	-
	下水道事業会計	-
古賀市	水道事業会計	-
	公共下水道事業特別会計	-
	農業集落排水事業特別会計	-
福津市	水道事業会計	-
	公共下水道事業特別会計	-
	本木簡易水道事業特別会計	-
うきは市	下水道事業特別会計	-
	農業集落排水事業特別会計	-
	浄化槽整備事業特別会計	-
	簡易水道事業特別会計	-
宮若市	水道事業会計	-
	簡易水道事業特別会計	-
	公共下水道事業特別会計	-
嘉麻市	水道事業会計	-
朝倉市	水道事業会計	-
	工業用水道事業会計	-
	簡易水道特別会計	-
	下水道事業特別会計	-
	農業集落排水事業特別会計	-

	個別排水事業特別会計	-
	工業用地造成事業特別会計	-
みやま市	水道事業会計	-
	公共下水道事業特別会計	-
	農業集落排水事業特別会計	-
	生活排水処理事業特別会計	-
	簡易水道事業特別会計	-
糸島市	水道事業会計	-
	下水道事業会計	-
	渡船事業特別会計	-
那珂川町	下水道事業会計	-
宇美町	宇美町上水道事業会計	-
	宇美町流域関連公共下水道事業特別会計	-
篠栗町	水道事業会計	-
	流域関連公共下水道事業特別会計	-
志免町	水道事業会計	-
	下水道事業特別会計	-
須恵町	水道事業会計	-
	公共下水道事業特別会計	-
	農業集落排水事業特別会計	-
新宮町	水道事業会計	-
	簡易水道事業特別会計	-
	渡船事業特別会計	-
	公共下水道事業特別会計	-
	相島漁業集落環境整備事業特別会計	-
久山町	水道事業会計	-
	下水道事業特別会計	-
粕屋町	水道事業	-
	流域関連公共下水道事業	-
芦屋町	下水道事業会計	-
	病院事業会計	-
	国民宿舎特別会計	-
水巻町	水道事業会計	-
	公共下水道事業特別会計	-
岡垣町	水道事業会計	-
	下水道事業会計	-
遠賀町	公共下水道事業特別会計	-
	農業集落排水事業特別会計	-
小竹町	小竹町立病院事業特別会計	10.0
	小竹町水道事業特別会計	-
	小竹町公共下水道事業特別会計	-
	小竹町農業集落排水事業特別会計	-
鞍手町	鞍手町水道事業会計	-
	鞍手町病院事業会計	-
	鞍手町介護老人保健施設事業会計	-
	鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計	-
桂川町	水道事業会計	-
筑前町	水道事業会計	-
	簡易水道事業特別会計	-
	工業用地造成事業特別会計	-
	公共下水道事業特別会計	-
	農業集落排水事業特別会計	-
東峰村	簡易水道事業	-
大刀洗町	大刀洗町下水道事業特別会計	-
大木町	大木町水道事業会計	-
広川町	水道事業会計	-

	下水道事業特別会計	—
香春町	水道事業会計	—
	工業用水道事業会計	—
	生活排水処理事業特別会計	—
添田町	水道事業会計	—
糸田町	上水道事業特別会計	—
	町立緑ヶ丘病院事業特別会計	—
川崎町	水道事業会計	—
	病院事業会計	—
大任町	水道事業会計	—
赤村	簡易水道特別会計	—
福智町	水道事業会計	—
苅田町	水道事業	—
	下水道事業	—
みやこ町	臨空産業団地開発事業	—
	水道事業特別会計	—
	農業集落排水事業特別会計	—
	公共下水道事業特別会計	—
吉富町	水道事業会計	—
	下水道事業特別会計	—
上毛町	農業集落排水事業特別会計	—
	簡易水道事業特別会計	—
築上町	水道事業会計	—
	簡易水道事業特別会計	—
	特定環境保全公共下水道事業特別会計	—
	農業集落排水事業特別会計	—
公立八女総合病院企業団	公立八女総合病院企業団病院事業及び介護老人保健施設事業会計	—
山神水道企業団	山神水道企業団水道用水供給事業会計	—
福岡県南広域水道企業団	用水供給事業会計	—
福岡地区水道企業団	水道用水供給事業	—
宗像地区事務組合	宗像地区事務組合水道用水供給事業会計	—
三井水道企業団	水道事業会計	—
春日那珂川水道企業団	水道事業会計	—
田川地区水道企業団	田川地区水道企業団水道用水供給事業会計	—
京築地区水道企業団	京築地区水道企業団水道用水供給事業会計	—

備考

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく資金の不足額がなく、資金不足比率が生じていない場合は、「—」と記載している。

健全化判断比率及び資金不足比率の計算方法

① 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

算出方法

$$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

【基準】

早期健全化基準 標準財政規模に応じ 11.25～15%
財政再生基準 20%

② 連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する比率

算出方法

$$\frac{\text{連結(一般会計等+公営企業会計)実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

【基準】

早期健全化基準 標準財政規模に応じ 16.25～20%
財政再生基準 30%

③ 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率

算出方法

$$\frac{\begin{aligned} &(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) \\ &- (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) \end{aligned}}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

【基準】

早期健全化基準 25%
財政再生基準 35%

※ 準元利償還金

一般会計等から他会計への繰出金のうち公営企業債の償還に充てたもの、一部事務組合への負担金のうち組合が起こした地方債の償還に充てたものなど、公債費に準じた経費

④ 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率

算出方法

$$\frac{\begin{aligned} &\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} \\ &\quad + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額}) \end{aligned}}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

【基準】

早期健全化基準 350% (政令市は400%)

※ 将来負担額

地方債残高、債務負担行為に基づく支出予定額、退職手当支給予定額など、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債

⑤ 資金不足比率

公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率

算出方法

$$\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

【基準】

経営健全化基準 20%